

令和元年12月18日

発 言 者	発 言 要 旨
山科委員	<p>当初予算の要求概要の中に、交通安全施設整備事業として9億円が計上されているが、この予算の内訳及び信号機の総数並びに新設や撤去の考え方はどうか。</p>
交通規制課長	<p>令和2年度予算において、交通安全施設整備事業費及び交通安全施設緊急対策費として約9億3千万円を計上しているが、この内、最も多いのが維持管理費用で約8億5千万円となっている。信号機は11月末現在、県内1,825か所に設置されているが、この信号機を正常に作動させるためには、信号機をコントロールする電子装置である信号制御機器を、約20年に一度更新する必要がある、年平均では約90か所となる。来年度も、今年度と同様に80か所の更新について予算を要求している。今年度における信号機の新規設置は4か所、撤去は2か所であり、基本的にスクラップアンドビルドの考え方で進めている。</p>
山科委員	<p>更新にこれほどの経費が必要であることは初めて知った。自家発電ができる災害対応の信号はどの程度あるのか。</p>
交通規制課長	<p>地震等が発生し停電した際、自動起動式装置を設置している信号交差点が78か所あるほか、持ち運びできる可搬式の発電機を各署に合計111台配備しており、必要な交差点に設置し対応することとしている。</p>
山科委員	<p>新たな信号機を設置するためのプロセスはどうか。</p>
交通規制課長	<p>信号機については、交通の安全と円滑のため、真に必要な場所に対して設置している。警察庁から示された信号機の設置指針の他、その地区の交通の流れ、道路環境、交通事故の発生状況、併せて住民からの要望等を踏まえ、優先順位を決めながら、設置している。また、住民からの要望等については、県警本部において一括管理を行い、必要性を常に検討している。</p>
山科委員	<p>真に設置が必要な箇所であれば設置の目処を示すなど、住民に対して丁寧な説明をしてほしい。</p>
山科委員	<p>信号機のない横断歩道における自動車の一時停止率について、本県の状況が改善したとの結果があるが、どのように分析をしているのか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>今年のJAFの調査によると停止率が20.4%となり、昨年の7.6%と比較して上昇しているが、低調であることは変わらないと認識している。要因については、横断歩行者妨害の取締り並びに歩行者保護規定の周知広報を強化した結果であると考え。特に、横断歩行者妨害の取締りは、11月末現在で、4,563件(昨年同期の1.6倍、過去10年平均の約5倍)であり、この取締り強化の結果が、停止率の向上につながったものと考え。</p>
山科委員	<p>冬期間においては、横断歩道が見えない可能性が高いと考えるが、県警察の対応はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
交通規制課長	<p>横断歩道については、標識と道路標示によりその効力が発生するものである。そのため、横断歩道には道路標示とともに、歩行者が記された青い標識を必ず設置している。冬期間において認識しにくい、という問題については冬期間の除雪体制について、道路管理者に働きかけ、安全に渡れるような対応を図っている。また、今年から横断歩道手前に車の速度抑制のための視覚に訴える道路標示を設置して止まりやすくする対策を行っている。</p>
警察本部長	<p>道路交通法上、車両は、横断歩道に接近する場合、歩行者が明らかにいない場合を除いて、その横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しなければならない。横断歩道の手前には見える位置に必ず道路標識があり、止まる意思のない運転手が違反を行っている現状があるため、県警察としては、徹底した違反取締りを行っており、今後も継続していく。</p>
山科委員	<p>実業系の高校と高等教育機関の連携についてはどうか。</p>
高校教育課長	<p>急激に社会が変化する中で、実業高校における技術レベルの向上は重要になっている。次期学習指導要領においても、産業教育については、社会や産業の変化の状況も踏まえて、持続可能社会の構築、グローバル化への対応という視点から、ICT等の新しい技術への対応が強くうたわれている。高等教育機関との連携については、県教育委員会、山形大学及び東北芸術工科大学と全般的な連携協定を結んでいる。また、現在の県の実業系高校の状況としては、企業の最新機器の見学実習といったことを授業の中で取り入れているほか、多くの高校では、大学、県立大学校、高等教育機関と、個々に連携協定を締結しながら、技術指導、講演、最新機器の見学ということを実施して学習を深めている。</p>
山科委員	<p>教員の最新の技術に関する理解を深め、指導力を向上させる取組みはどうか。</p>
高校教育課長	<p>県教育委員会としては、山形県産業担い手育成プロジェクトとして、教員の指導力、技術力向上を目的に、企業、産業技術短期大学校、農林大学校で職員の研修会を実施している。</p> <p>また、高等学校教科研究会において、全ての同じ教科科目の教員が集まって研究会を行っている。その中で専門教科においても、大学教授を招聘して勉強会を実施し、大学や企業を訪問して最新技術についての学習等の活動を行っている。</p> <p>さらに県事業として産業教員の派遣研修を実施しており、希望する教員が3か月程度の一定期間、大学や企業に赴いて専門技術を研究する機会を設けている。</p>
山科委員	<p>生徒が最新技術を学ぶ取組みはどうか。</p>
高校教育課長	<p>各高校において、目標を達成するために必要な研究や研修について、高等教育機関から指導してもらっている。例えば、山形工業高校では、金沢工業大学及び東北芸術工科大学と、また、置賜農業高校では、山形大学農学部と連携している事例がある。</p>
山科委員	<p>実業高校で学ぶ生徒が高等教育機関で学びたいという意欲を持った場合、どのような制度があるのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高校教育課長	<p>このような生徒に対しては大学の研究室を訪問することにより、講演会を開催するなどの動機付けを行っている。また、受験については高校時代に専門的な学習を行い、これをベースにして探究的な学習をしたいという意欲を大学に評価してもらえ、推薦選抜による入学ができるよう努めている。</p>
山科委員	<p>今後、農林関係の専門職大学が設立されることもあり、農業高校との連携をしっかりと取り組んでほしい。</p>
吉村委員	<p>運転中の携帯電話の使用などのいわゆる「ながら運転」を厳罰化した改正道路交通法が12月1日から施行されたが、その詳細と改正に至った経緯はどうか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>今回の改正は、これまでの携帯電話使用等の違反行為に係る法定刑や反則金等の罰則のみが厳罰化されたものである。携帯電話使用等の違反行為には、①走行中に携帯電話やスマートフォン等を保持しての通話や画像を注視する行為、②①の行為によって交通事故を起こす若しくは起こしそうになった場合の2種類があるが、今回の改正は、①の場合について5万円以下の罰金、違反点1点、反則金6,000円(普通車の場合)から、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金、違反点3点、反則金18,000円(普通車の場合)への引き上げ、②の場合については3か月以下の懲役または5万円以下の罰金、違反点2点の反則行為から、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金、違反点6点の非反則行為に引き上げられており、今後は即罰則の適用で免許停止処分となる。</p> <p>次に、改正に至った背景は、携帯電話等の使用に起因する交通事故が増加傾向にあり、平成30年中は、全国で2,790件で5年前の2,038件から約1.4倍となっている。このような情勢を踏まえ、携帯電話使用等に起因する悲惨な交通事故を防止するため罰則を引き上げるようになった。</p>
吉村委員	<p>県内における取締り状況はどうか。</p>
交通指導課長	<p>携帯電話使用等のながら運転の検挙件数について、平成30年中は5,558件、本年は12月15日現在で、4,654件(前年同期比646件の減)である。</p> <p>また、改正道路交通法が施行された12月1日以降では12月15日現在で、101件となっている。</p>
吉村委員	<p>ながら運転の抑止には、道路交通法の改正に伴う罰則強化に係る県民への広報も必要と考えるが県警察の取組みはどうか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>今回の法改正等については、県のホームページに罰則強化の内容を掲示するとともに、マスコミに対しても周知の協力をお願いしている。</p> <p>また警察署においても、交通安全教室や関係機関とも連携して広報チラシを配布するなど周知広報に努めている。今後も携帯電話使用等に起因する交通事故の根絶を図るため、関係機関・団体と連携して改正法の内容について周知徹底するとともに、携帯電話使用等を含めた悪質・危険運転の根絶に向け、一層の広報啓発活動と適切な指導・取締りを推進していく。</p>
吉村委員	<p>大学入試に係る記述式問題の出題が延期となったことについて、文部科学省から県教育委員会に情報提供はあったのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高校教育課長	文部科学大臣の発表後に、大学入試センター理事長及び国立大学法人協会会長のコメントで早急に詳細を検討していくとあったが、正式な通達等はなされていない。
吉村委員	これまで記述式問題が出題されることについて、県教育委員会はどのような対策を行ってきたのか。
高校教育課長	記述式問題の出題については、大学入試センター試験に対応するためではなく、思考力や判断力を総合的に組み合わせ考える力を養っていくことが大切であり、このことにより学校の授業で追加した等の対応はない。
吉村委員	生徒たちはどのような影響を受けているのか。
高校教育課長	現在の3年生にとっては、来年度の受験は制度が変わるので浪人できないという思いがあると思う。そのため、学校選択において安全志向になっており、推薦選抜等を選択する傾向が高くなっているようだ。
吉村委員	ガバナンスコードについて、その概要を聞きたい。
スポーツ保健課長	平成29年にスポーツ庁が策定した第2期スポーツ基本計画では「クリーンでフェアなスポーツの推進」がうたわれた。一方で、スポーツ界での不祥事が30年に相次いで発生したことから、同年9月に、スポーツインテグリティ確保に関するスポーツ庁プロジェクトチームが発足、同年12月にそのアクションプランが発表され、その中でスポーツ団体による適切なガバナンスの確保のためにはガバナンスコードが必要であるとされた。そして令和元年6月に、中央スポーツ団体向けのガバナンスコードが13の項目で策定され、役員任期、組織内の役員構成メンバー、公的な資金の使途等が定められた。また、8月には一般スポーツ団体向けの8項目からなるガバナンスコードが発表された。この2つを中心として、スポーツ界の法的な透明性を高めていくこととしている。来年からの運用予定ではあるが、まだまだ浸透している状態とはいえないものである。
吉村委員	スポーツ競技団体の透明性や公益性の確保・向上は大切なものと考えているが、猶予期間はあるもののこの動きはあまりにも性急であり、地方の小さなスポーツ競技団体にとっては大きな負担となるばかりでなく、そもそも達成可能であるのか心配である。このガバナンスコードについて本県のスポーツ協会に対してどの程度周知されているのか。
スポーツ保健課長	<p>ガバナンスコードで求められる役員構成等については、地方の競技団体において達成することは困難だとする意見がある。</p> <p>現状では、日本スポーツ協会からの情報提供の流れと、中央競技団体から各都道府県の競技団体への情報提供の2つの流れがある。日本スポーツ協会から詳しい具体的な指示が来ておらず、また、中央競技団体の方から各競技団体への情報も行き届いていないため、地方の競技団体においては問い合わせるべき相談窓口もない状況である。しかし、来年早々に日本スポーツ協会でも地方スポーツ協会に対して具体的な内容に関する説明会を実施するという情報もあり、こういった情報を逃さずに、県の競技団体が混乱しないように対応したい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	山形県スポーツ協会の動きはどうか。
スポーツ保健課長	現時点で都道府県のスポーツ協会がやるべきことが日本スポーツ協会から示されていないため、日本スポーツ協会に対して申し入れを行っている。また、来年早々の説明会においても、地方のスポーツ競技団体が対応できるようしっかりと意見を申し上げたいと考えている。
金澤委員	県教育委員会において働き方改革に関する検討委員会が開催されたが、その概要はどうか。
教職員課長	<p>平成 31 年 1 月に文部科学省において、教員の超過勤務時間の上限について、月 45 時間を超えないというガイドラインを示し、各自治体においても、勤務時間の上限に関する方針を策定することを求めている。県教育委員会としても、教員の超過勤務時間の上限などを示す働き方改革プランを策定するため、「山形県公立学校における働き方改革に関する検討委員会」を開催した。この検討委員会は、校長会代表、市町村教育委員会の代表、各 P T A 代表等から構成されている。</p> <p>経過は 10 月 4 日に第 1 回検討委員会を開催し、上限時間や対策についての県教育委員会の提案を審議いただき、その後、関係機関等の意見聴取を行った上で、12 月 12 日に第 2 回検討委員会を開催し、本県教員の超過勤務時間の上限について 45 時間を超えないとする基本方針と、超過勤務時間が月 80 時間を超える教員をなくすという具体的な行動目標について、了承をいただいた。</p>
金澤委員	教員の超過勤務の実態はどうか。
教職員課長	<p>今年 10 月の 1 か月間について県教育委員会で調査しており、平均超過勤務時間は小学校教員で約 45 時間、中学校教員で約 62 時間、特別支援学校教員で約 28 時間、高校教員では約 59 時間となった。</p> <p>また、超過勤務時間 80 時間を超える教員が、中学と高校では 20%以上となったことから、教員の超過勤務時間の削減は喫緊の課題であると考えている。</p>
金澤委員	10 月は教員にとってどのような時期なのか。
教職員課長	毎月把握している県立学校教員の月当たりの超過勤務時間の実態は月によってばらつきがあるが、10 月は 1 年の中でも特に忙しい時期であり、教員の多忙な勤務実態を把握するためにも、今回は 10 月の超過勤務時間を調査したものである。来年度以降についてはより詳細な勤務実態を把握していくために、年間を通した勤務時間調査を検討している。
金澤委員	今後どのような計画で超過勤務時間を削減していくのか。
教職員課長	<p>どの学校においても、働き方改革にこれまでしっかりと取り組んできているが、教員の超過勤務時間は大幅には減っていない現実がある。この状況を踏まえ、令和 2～4 年度までの 3 年間で重点期間として、人的支援を拡充し業務削減などに取り組んでいくことを考えている。</p> <p>具体的にはスクール・サポート・スタッフや部活動指導員、校務補助員、スクールカウンセラーなどの人的支援を拡充していくことや、校務支援システムの導入、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>教育委員会が主導し、調査等の発出文書や研修会等の削減、見直し、精選を図っていくことで、教員の業務負担軽減を進めていくほか、中学高校の部活動についても策定した方針を遵守するなど、より適切な活動となるような取組みを進めていく。</p>
金澤委員	<p>この取組みを通して子どもたちがのびのびと教育が受けられる環境整備に尽力してほしい。</p>
金澤委員	<p>県警察における働き方改革の取組み状況はどうか。</p>
理事官(兼)警務課長	<p>県警冊における時間外勤務の実態について、月 80 時間以上の時間外勤務をしている職員は本年 4 月から 11 月までの 8 か月で延べ 583 人（月平均 78 人）となっている。</p> <p>長時間勤務者に対する対応については、1 か月 80 時間を超えた職員に、幹部が当該職員に必要な指導を行うとともに、当該職員の時間外勤務を縮減する措置を講じることとしている。具体的には、80 時間を超えた職員については、所属長が面談により時間外勤務の縮減に向けた指導を行うとともに、①当月の時間外勤務を 80 時間以下に縮減する、②7 日間以上の連続出勤の禁止、③定時退庁日における定時退庁を厳格に行う、④宿直明けの定時退庁を厳格に行う、⑤1 か月間に 1 日以上年次有給休暇の取得、という 5 つの措置を講じる。このほかにも、対象となる職員は、委嘱している医師による面談指導を受けることとしている。</p>
金澤委員	<p>指定文化財の数について聞きたい。</p>
文化財・生涯学習課長	<p>現時点で県内の国指定文化財の種類別件数は国宝が 6 件、重要文化財が 95 件（うち、建造物は 29 件）、重要有形民俗文化財が 10 件、重要無形民俗文化財が 6 件、特別天然記念物が 3 件、史跡や名勝などの記念物が 49 件で、合計で 169 件となっている。</p>
金澤委員	<p>市町村が保有する文化財については、その維持管理に対して国や県の補助がない現状についてどのように考えているのか。</p>
文化財・生涯学習課長	<p>大規模の保存・修理以外の日常的な維持管理や設備点検、剪定等については補助の対象外となっている現状がある。文化財の維持管理に関する国の支援の充実は、全国的な課題であり、全国都道府県教育長協議会の要望等で国指定文化財の管理の万全を期するため、防災設備の保存点検、小修理等文化財の維持管理のための助成措置の充実を図ることについて従来から要望している。</p> <p>また、県では市町村と連携し年 1 回、文化財保護指導委員による国指定文化財の巡回指導を実施しており、文化財の所有者に対して維持管理に関する指導及び助言を行い、適切な維持管理が行われるよう支援をしている。</p>
金澤委員	<p>県内のスケート場、武道館、屋内プール等の新設・改修要望に対して、場当たりの対応に終始しているように見える。スポーツ施設の環境整備については、長期的な構想を明確に示していく必要があると考えるがどうか。</p>
スポーツ保健課長	<p>現時点で具体的にどの施設をいつまで対応するというを申し上げる状況になっていないが、所管する市町村と連携をしながら、どのような支援があるのか検討</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	<p>していきたい。</p> <p>このままでは子どもたちはどこでスポーツをするのか。やる場所がなければ行政が何かしらの手立てを考える必要がある。長期的な構想の策定について、教育長の所見はどうか。</p>
教育長	<p>市町村や団体等から様々な希望が寄せられているが、財源が厳しい中、採算を度外視することもできない。様々な施設で老朽化等の課題が出てきていることは承知している。何を、どこから手を付けていくべきかを含めて、しっかりと議論していかなければならないと考えている。</p>
志田委員	<p>先般、知的障がいや軽度発達障がいの方を支援する「花笠ほ一ふ隊」が警察学校において障がい者理解教養の出前講座を行ったが、その成果はどうか。</p>
理事官(兼)警務課長	<p>県警察では、警察職員が障がい者の特性を理解し、適切に職務執行ができるよう、また、職員の倫理観や障がい者の方を含む他人に共感する能力を高めるため、花笠ほ一ふ隊を講師とする教養の授業を実施した。知的・発達障がいの特性の理解及び疑似体験をこれまで2回実施し、延べ88人の警察職員が受講した。受講者からは、これまでの実体験では障がい者の立場になって考えることが多くなかったが、こういった教養の機会を通じることで、障がい者やそのご家族の気持ちに共感することができ非常に有意義であったとの声が聞かれるなどの成果が認められた。</p> <p>今後も障がい者に対する理解及び啓発に関する教養については、引き続き重点の一つとして実施していきたい。</p>
志田委員	<p>岡山県警察で実施しているあおり運転摘発のための専用サイト「鬼退治BOX」について、非常に面白い取り組みであると思うが運用に当たっては課題も多いと感じる。山形県警の所感はどうか。</p>
警察本部長	<p>山形県におけるあおり運転の特徴として、月山道路、国道47号、348号などいわゆる山間部等の片側一車線が続く路線において、後方から追い上げあわよくば追い越すというものである。これは、警察がいなければ、違反をしても構わないという人間が行っているということである。従って、こうした悪質ドライバーにルールを遵守させるためには、「警察がいるかもしれない」、と思わせることが大切である。このため、県警察では白バイを投入しての違反取締りのほか、警察車両の存在を意識付けるパトロールなどの取り組みを強化している。また、要求検討段階ではあるが可搬式のオービスが導入されれば、どこでも取締りが可能となることから、さらなる意識付けが来年度以降は可能になると考える。</p> <p>岡山県警察の取り組みについては、一つの手法として他の手法と比較し検討したいが、県警察のリソースは限られているため、どういう手法が合理的でかつ悪質ドライバーに警察の存在を意識付けして違反を抑止できるかといった観点から検討していきたい。</p>
志田委員	<p>第6次山形県教育振興計画（以下、「6教振」）後期計画骨子に「文化施設のネットワークの充実」の項目がある。県立博物館にプロパーの学芸員がいないのに、本当に進められるのか。プロパー学芸員採用の検討状況はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
文化財・生涯学習課長	<p>県立博物館は将来的には移転が考えられる中ではあるが、6教振でも魅力発信や学びと交流機会の拡大等と記載している。資料を活用した情報発信や県民の皆様に活用いただく場面の拡大などを考えている。</p> <p>学芸員について、現時点で具体的な話は持ち合わせていないが、博物館の活用を考えていく中で、今後どのようにすべきかを含め検討しなければならないと考えている。</p>
志田委員	<p>ハード整備と切り離して人の問題として考え、あり方検討委員会などがあっても良いのではないかと。</p>
文化財・生涯学習課長	<p>来年度、文化財保存活用大綱の策定を予定しており、文化財の保存活用を議論する中で、博物館の活用についても話題になると考えている。その中で、どのような形があるのか、検討することとなる。</p>
志田委員	<p>博物館や文化財に係る事務等について教育委員会から知事部局への事務移管を現在検討していると人事課から聞いているが、その検討状況はどうか。</p>
教育次長	<p>文化財には、保存と活用の両面があり、本県としてどのような形が良いのか人事課と分析しているところである。</p>
志田委員	<p>老朽化が進む上山高等養護学校と山形盲学校の再編整備については、検討部会の議論で「上山高等養護学校の敷地内に併置してはどうか」という議論になっているという。山形盲学校は活断層の上であり現地での改築等は困難、上山高等養護学校も老朽化している中で、改築の方針を明示できないのはなぜか。</p> <p>検討部会では、改築ありきなのか、改築を含め検討なのかどちらなのか。</p>
特別支援教育課長	<p>上山高等養護学校と山形盲学校の「老朽化校舎改築検討部会」には改築について検討をお願いしている。</p>
遠藤(寛)委員	<p>上山高等養護学校の改築について言明してほしい。</p>
教育長	<p>検討部会に「改築のあり方」の検討を依頼している状況であり、結論は言えない。</p>
志田委員	<p>検討部会の議論を受けないとその可否について言えないという答弁はおかしいのではないかと。県として、改築についてどう考えるかということではないかと。</p>
教育長	<p>検討部会には、改築するためにどうするかということを検討してもらっている。</p>